

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年10月2日(2024.10.2)

【登録番号】実用新案登録第3207520号(U3207520)

【訂正の登録日】令和6年9月19日(2024.9.19)

【登録公報発行日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【出願番号】実願2016-4067(U2016-4067)

【国際特許分類】

A 4 5 C 3/00(2006.01)

A 4 5 C 13/08(2006.01)

10

【F I】

A 4 5 C 3/00 J

A 4 5 C 13/08 C

【訂正書】

【提出日】令和6年9月13日(2024.9.13)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正後の請求項の数】6

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

20

【請求項1】

収納部と、

前記収納部内に着脱可能に設けられたグッズ保持シートと、

前記収納部の少なくとも一部を構成し、前記収納部内において前記グッズ保持シートの表面側に保持されるグッズをバッグ外部から視認可能とする透明部と、

前記収納部の内面の一部に前記グッズ保持シートの裏面側を着脱可能に取り付ける連結構造と、を備え、

前記連結構造は、

前記グッズ保持シートの裏面側に設けられた係合部と、

前記収納部の内面の一部に設けられ、前記係合部に着脱可能に取り付けられる係合受け部と、を備え、

30

前記係合部及び前記係合受け部は、マジックテープ(登録商標)からなるバッグ。

【請求項2】

前記収納部内に着脱可能に設けられたグッズ吊持部材をさらに備え、

前記透明部は、前記収納部内において前記グッズ吊持部材に吊持されるグッズもバッグ外部から視認可能とする請求項1に記載のバッグ。

【請求項3】

前記収納部の内面の一部に前記グッズ吊持部材を着脱可能に取り付ける連結構造をさらに備えた請求項2に記載のバッグ。

40

【請求項4】

前記グッズ吊持部材用の前記連結構造は、

前記グッズ吊持部材の両端に設けられた一对の係合部と、

前記収納部の内面の一部に設けられ、前記一对の係合部のそれぞれに着脱可能に取り付けられる一对の係合受け部と、を備えた請求項3に記載のバッグ。

【請求項5】

前記収納部の内面の一部の裏面を利用して収納空間を構成した別の収納部をさらに備え、

前者の収納部の収納空間が後者の別の収納部の収納空間よりも小さい請求項1ないし4のいずれかに記載のバッグ。

【請求項6】

50

内面の一部に係合受け部を有する収納部と、前記収納部の少なくとも一部を構成する透明部と、を備えたバッグの前記収納部内に、着脱可能に取り付けられるグッズ保持シートであって、

表面側に、グッズを保持するグッズ保持エリアを有し、

裏面側に、前記係合受け部に着脱可能に取り付けられる係合部を有し、

前記係合部及び前記係合受け部によって前記収納部内に取り付けられた際に、前記グッズ保持エリアに保持されるグッズを前記透明部を介してバッグ外部から視認可能とし、前記係合部及び前記係合受け部は、マジックテープ（登録商標）からなるグッズ保持シート。

10

20

30

40

50